

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
○	○	○	○	○	○

令和3年分
開催分

(ふりがな) とうきょうきたみらいどうゆうかい

1 政治団体の名称 東京北未来同友会

2 主たる事務所の所在地 北海道札幌市中央区大通西8丁目2-32

ダイヤモンドビル

3 代表者の氏名 (姓) (名)
船橋 利実

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
鈴木 達裕

事務担当者の氏名

(姓) (名)
有田 円

(電話) 011-272-0171

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- 政党
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- 政治資金団体 その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無
- 公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
船橋 利実

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 船橋 利実
- 公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
- 公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(2人目)
- 公職の種類 (現職・候補者の別)
- 公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(3人目)
- 公職の種類 (現職・候補者の別)



資金管理団体の指定の期間

- から まで
- (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

- から まで
- (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	4,176,250
(前年からの繰越額)	4,176,232
(本年の収入額)	18
支 出 総 額	1,551,487
翌年への繰越額	2,624,763

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計		0
	1 件 10 万 円 未 満 の も の		18
	合 計		18

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	363,738	0	
(4) 事 務 所 費	883,578	0	
小 計	1,247,316	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	300,981	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	3,190	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	304,171	0	
合 計	1,551,487		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務消耗品代	10,514	R3/6/28	株式会社メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1渋谷マークシティウエスト14階	
2	事務消耗品代	12,279	R3/7/27	株式会社メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1渋谷マークシティウエスト14階	
3	事務消耗品代	11,647	R3/8/27	株式会社メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1渋谷マークシティウエスト14階	
4	事務消耗品代	10,296	R3/8/30	アクセサリー・パーツショップ ストロベリーナイス	東京都台東区浅草橋1-18-9山上ビル1・2F	
5	ノートパソコン代	129,800	R3/9/5	株式会社ヨドバシカメラ	東京都新宿区新宿5-3-1ヨドバシビルディング本社ビル	
6	事務消耗品代	29,219	R3/10/27	株式会社メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1渋谷マークシティウエスト14階	
7	事務消耗品代	23,482	R3/11/29	株式会社メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1渋谷マークシティウエスト14階	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	227,237				
	その他の支出	136,501				
	合 計	363,738				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	郵送料	13,860	R3/3/30	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	1月 電話代	18,276	R3/1/25	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
3	2月 電話代	10,564	R3/2/25	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
4	3月 電話代	26,050	R3/3/25	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
5	4月 電話代	15,484	R3/4/26	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
6	5月 電話代	23,969	R3/5/25	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
7	6月 電話代	11,465	R3/6/25	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
8	7月 電話代	17,134	R3/7/26	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
9	8月 電話代	18,034	R3/8/25	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
10	9月 電話代	19,597	R3/9/27	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
11	10月 電話代	14,143	R3/10/25	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	
12	複合機リース代	10,260	R3/1/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
13	複合機リース代	10,260	R3/3/1	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
14	複合機リース代	10,260	R3/3/29	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
15	複合機リース代	10,260	R3/4/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
	こ の 頁 の 小 計	229,616				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	複合機リース代	10,260	R3/5/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
17	複合機リース代	10,260	R3/6/28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
18	複合機リース代	10,260	R3/7/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
19	複合機リース代	10,260	R3/8/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
20	複合機リース代	10,260	R3/9/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
21	複合機リース代	10,260	R3/10/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
22	複合機リース代	133,380	R3/11/5	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
23	政治資金監査報酬代	99,790	R3/7/9	税理士・登録政治資金監査人大石敬	埼玉県草加市瀬崎3丁目4番31号	
24	源泉所得税	10,210	R3/8/6	麴町税務署	東京都千代田区九段南1丁目1番15号九段第2合同庁舎 1階・2階	
25	引越代金	119,000	R3/11/4	日本通運株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目2番5号	
26	複合機搬出料金	22,000	R3/11/22	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	
27						
	この頁の小計	445,940				
	その他の支出	208,022				
	合 計	883,578				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	生花代	33,000	R3/3/19	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号	
2	弁当代	20,280	R3/6/30	株式会社叙々苑	東京都港区六本木6-1-24ラピロス六本木5F	
3	贈答品代	11,880	R3/10/4	函館醸蔵有限公司	北海道亀田郡七飯町大中山1-2-3	
4	贈答品代	30,660	R3/10/14	株式会社たぬきや	札幌市中央区狸小路4丁目	
5	贈答品代	19,035	R3/12/13	株式会社札幌丸井三越	北海道札幌市中央区南1条西2丁目	
6	贈答品代	17,971	R3/12/13	株式会社札幌丸井三越	北海道札幌市中央区南1条西2丁目	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	132,826				
	その他の支出	47,403				
	合 計	180,229				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	会費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	秘書会費	24,000	R3/1/29	自由民主党北海道秘書会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館623号	
2	会費	20,000	R3/4/22	高木つよし政治セミナー	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館1003号室	
3	年会費	15,000	R3/5/11	公益社団法人北海道倶楽部	東京都千代田区永田町2-17-17北海道東京事務所1階	
4	会費	20,000	R3/7/6	地域政策研究会代表務台俊介	長野県安曇野市豊科4667-14	
5	会費	20,000	R3/7/7	衆議院議員田中和徳新都市構想セミナー実行委員会	東京都千代田区永田町2丁目2番1号衆議院第一議員会館1010号室	
6	会費	20,000	R3/7/8	中西けんじ政経研究会	神奈川県横浜市中区真砂町4-43木下商事ビル8階	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	119,000				
	その他の支出	1,752				
	合 計	120,752				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					書籍購入代	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	3,190				
	合 計	3,190				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 5月 31日

政治団体の名称 東京北未来同友会

会計責任者の氏名 鈴木 達裕



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和4年5月28日

東京北未来同友会
代表 船橋 利実 殿

登録政治資金監査人

大石 敬

登録番号 第 1 3 号

研修修了年月日 平成20年12月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、東京北未来同友会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、東京北未来同友会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

東京北未来同友会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、東京北未来同友会と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上